

# QUALITY REPORT

## 2025

監査品質のマネジメントに  
関する年次報告書

Russell Bedford Hibiscus

Russell Bedford Hibiscus will assist its clients by its  
"high quality".

High Quality,  
HIBISCUS





# QUALITY REPORT 2025

## contents

- 01 代表挨拶
- 02 基本理念
- 03 組織・ガバナンス基盤
- 04 品質管理基盤
- 05 人的基盤
- 06 IT基盤
- 07 財務基盤
- 08 国際対応基盤
- 09 ガバナンスコードへの対応状況
- 10 法人概要

01. 事務所内モニタリング(2025年10月実施)

対象 4業務



社員カバー率

75%

02. 独立性回答率

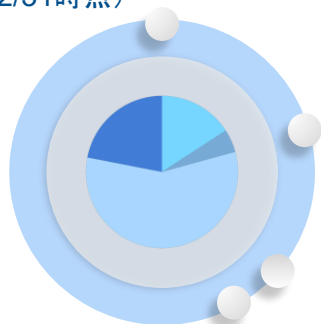
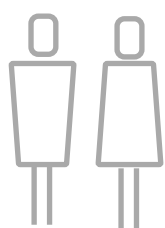
社員及び職員



カバー率

100%

03. 人員構成 (2025/12/31時点)



職位	人数
社員	7人
マネジャー/シニア	13人
スタッフ/アシスタント	4人
合計	24人

04. 必須研修受講率

社員及び職員



カバー率

100%

05. 報酬依存度

継続業務

15%以内

06. 上場クライアント数 (TOKYO PRO Marketを含む) (2025年12月31日現在)



## Chapter 01

### 代表挨拶

Message from the Company's Representatives

High Quality, HIBISCUS



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業不祥事の多発とそれに伴う株式市場の信頼性確保のため、監査の厳格化が叫ばれ、それに対応するように監査法人の品質管理体制の強化が強く求められています。

これまで我々は、豊富な経験と知識に裏付けされた柔軟な思考と迅速な意思決定という中小監査法人としての強みを軸に存在価値を追求してまいりました。

今、ISQM（国際品質マネジメント基準）や公認会計士法の改正による上場監査事務所登録制度が開始し、品質管理体制の強化によりこれまでの軸をさらに強固なものにすべく、ガバナンス及び組織体制を大きく見直し法人内外によるモニタリング機能を強化させるとともに、構成員個々の成長が法人の成長につながるとの認識のもと、研修制度のさらなる充実を図り高度な人材教育を進めております。

個々人の高いパフォーマンスとそれをサポートする規律ある組織体制により、経営理念である「High Quality, HIBISCUS」を実現してまいります。

監査法人ハイビスカス 統括代表社員  
堀 俊介

## Chapter 02

### 基本理念

Corporate Identity

# High Quality, HIBISCUS



### ハイビスカスの存在意義

中小監査法人だからこそできる、きめ細かい対応を行って社会の公器として資本市場を活性化させる。

### ハイビスカスの行動指針

#### High Quality

プロフェッショナルとしての使命感をもち、職業倫理、会計基準、監査基準、ITについて日々研鑽を深め、チームワークを重んじ、高品質の監査業務を実現する。

#### HIBISCUS

ハイビスカスの花言葉「信頼」を意識する。倫理観、正義感を持ち、誠実に行動しお客様や社会から信頼される存在となる。日本及び世界中でハイビスカスの能力を開花させる。

### ハイビスカスを支える6つの基盤

- 品質管理基盤  
監査基準を遵守し、職業的懐疑心を保持する。独立性を遵守し有効かつ効率的な組織的監査を行う。
- 組織・ガバナンス基盤  
監査品質の向上の観点から適切な規模を維持し、適切な組織運営体制を構築する。
- 人的基盤  
被監査会社の規模や特性を踏まえ、適切な人材を投入する。
- IT基盤  
監査業務の適切な実施のため、情報セキュリティに関する方針を定め、適時運用していく。
- 財務基盤  
特定の関与先に報酬が依存しない財務基盤を構築し、独立性を遵守する。
- 国際対応基盤  
国際ネットワークの提携を通じ、監査の国際化に対応する。

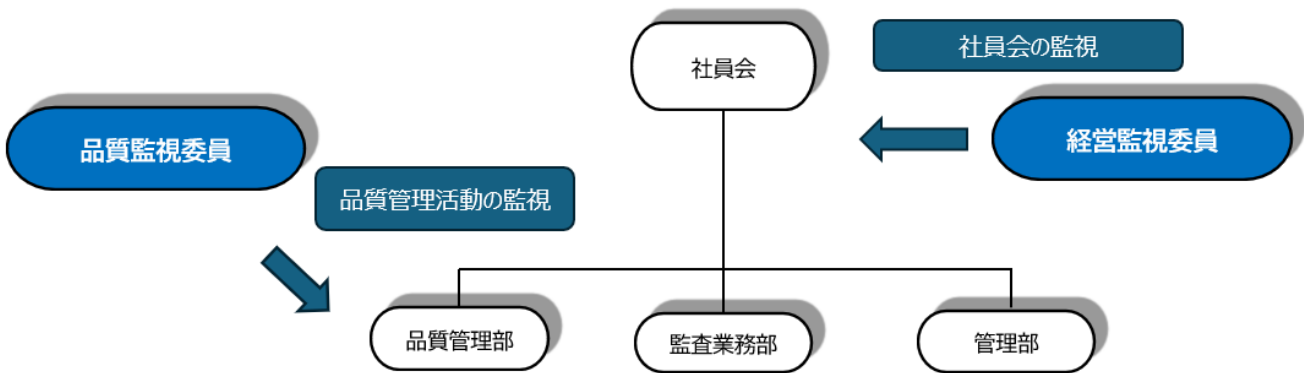
# Chapter 03

## 組織・ガバナンス基盤

### Organization & Governance Foundation

#### 1. 基本方針

当法人では、意思決定機関として社員会、品質管理体制を統括する品質管理部を設けております。また社員会を監視し、評価・助言するための独立評価機関（経営監視委員）及び品質管理部の活動評価のサポート機関（品質監視委員）を設けております。



## 2. 社員会

社員全員が出席する「社員会」をガバナンスの根幹として、最高意思決定機関として位置付けております。

社員会は、3か月に1度開催することとし、品質管理の状況、社員の加入及び脱退、社員及び従業員の人事評価、定款の変更等の法人の基本事項に係る意思決定を行っております。

## 3. 常勤社員会

定期的開催し法人の経営管理を行っております。

## 4. 監査業務部

監査業務を行う部署です。業務の有効性、効率性を担保するため、品質管理部が主導する定期的検証や研修等でお互いの業務の相互レビューを実施して業務品質の均一性を保っております。

## 5. 品質管理部

監査品質管理全般を統括し品質目標の提示を行う組織として、品質管理部を設置しています。品質管理部は、当法人において行われる監査業務の品質向上を図るための取り組みを行っております。

## 6. 経営監視委員

独立性を有する第三者として、当法人の経営から独立した経営監視員を選任しています。独立性を有する第三者は、当法人に利害関係がなく、主たる職業を有し、会社運営に知見のある者を前提としております。

経営監視委員は、主として以下の業務を行っております。

- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選解任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

なお、現在の経営監視委員には企業ガバナンスに豊富な経験と知見のある米屋・林法律事務所の林賢一弁護士を選任しております。

## 7. 品質監視委員

品質管理部のモニタリングをサポートする機関として、品質監視委員を選任しております。品質監視委員は品質管理部から独立した立場の公認会計士を1名選任しております。

品質監視委員は、統括代表社員が品質管理部の活動状況の評価を実施する際のサポートを行っております。

## Chapter 04

### 品質管理基盤

#### Quality Management Foundation

##### 1.基本方針

当法人は、監査業務の品質を適切に保つためにハイビスカス品質管理規程及びハイビスカス品質マネジメントマニュアルを導入しています。

また、行動指針として「High Quality, HIBISCUS」を掲げることで、監査品質を優先する意識を全社員及び職員が常に持つことを促し、監査品質の向上に取り組んでいます。

##### 2.概要

当法人では、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」に準拠して、品質管理に関する方針及び手続を定めた「ハイビスカス品質管理規程」を定めています。

本規程は、当法人のすべての監査業務に適用されるものであり、当法人が監査契約を締結しているすべての監査業務の専門要員は、本規程に定める当法人の監査の品質管理に関する方針及び手続を遵守しなければなりません。

また、当法人では、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めており、当該プロセスには、監査業務の定期的な検証等が含まれます。

##### 3.品質マネジメントマニュアル

当法人では、品質管理基準報告書第1号に則して制定した「ハイビスカス品質管理マネジメントマニュアル」（以下「品質マネジメントマニュアル」という。）に従って、品質目標を設定し品質目標の達成を阻害するリスクを識別・評価し、当該リスクに対応する方針及び手続を整備しています。

また、品質マネジメントマニュアルに不備があれば原因分析を行い、是正していくリスク・アプローチの考え方に基づいています。

当法人の品質マネジメントマニュアルにおいて品質目標を設定する項目には、ガバナンスとリーダーシップ、職業倫理に関する規定、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、リソース、情報とコミュニケーションがあります。

##### ⇒ ガバナンスとリーダーシップ

統括代表社員は継続的に監査事務所の品質管理に関する考え方を会議による対話を通じて全社員及び職員と共有しております。当該会議は定期的開催され、品質管理に関する気づき事項や品質管理向上に資する取組みのアイデアを共有することで統括代表社員だけでなく、個々の社員及び職員の品質管理に対する意識の向上を図っています。

#### ☞ 職業倫理に関する規定

すべての専門要員は、年1回、職業倫理に関する研修を受けております。

#### ☞ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結は、事業内容や監査資源等の受嘱条件を明確に定め、社員会承認事項としております。監査契約の更新は、監査意見に係る審査実施時に契約の更新審査も同時に行うことによって監査の実施状況を考慮した上で判断しております。

#### ☞ 業務の実施

監査責任者は、自身が責任を負うすべての業務について、事務所の方針と手続が適用されていることを確認する責任を負っています。

#### ☞ 監査時間

当法人は、適切な監査品質確保のための、十分な人材を確保しております。年度初めに個人別の年間稼働実績から個人別の想定稼働時間を算出し、常勤社員会において月次の業務量分析を行い適切な監査時間を確保することとしております。

#### ☞ 情報とコミュニケーション

社内コミュニケーションは、対面はもちろんセキュリティに配慮したビジネスチャットも積極的に活用し効率的かつ効果的なコミュニケーションを行うことができる組織風土の醸成に努めております。

#### ☞ 業務執行社員等のローテーション

当法人は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の定める倫理規則等に従って、業務執行社員、審査担当者及び主要メンバーのローテーション制度を定めております。

当該ローテーション制度により、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員の継続関与期間は最長7会計期間、インターバルは最低2会計期間（筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間）としております。

なお、監査チームの主要メンバーについては、最長で連続して10会計期間業務に関与することができ、その後は最低2会計期間のインターバルを設けることとしております。



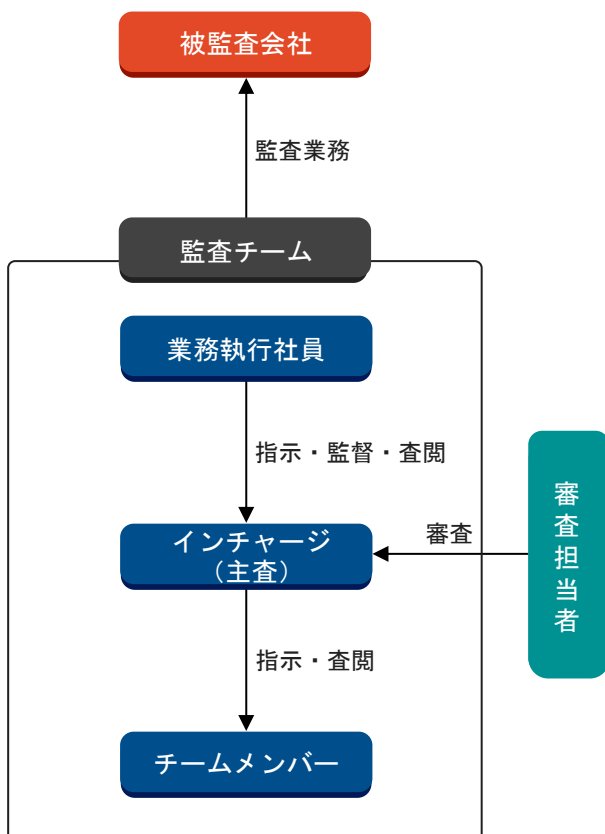
#### 4. 監査チーム体制

監査責任者は、被監査会社の事業に関する知識や経験、能力、業務量及びローテーション等を考慮したうえで選定しております。

監査チームの主査は経験ある公認会計士とし、主要な監査調書を査閲することで、監査業務の正確性及び網羅性を検証しております。

業務執行社員は、被監査会社の経営者、財務管理責任者及び監査役等と適時コミュニケーションを取り、監査チームミーティングや審査に同席しています。また、不正リスクや特別な検討を必要とするリスク等に関する監査調書の査閲を通じて、指導や監督を実施しております。

〈監査チーム内の関係図〉



#### 5. 不正リスクへの対応

##### (1) 職業的懐疑心

全ての監査業務従事者は、監査基準に従い職業的専門家としての正当な注意に基づく懐疑心を保持して監査業務を進めています。

監査責任者は監査チームミーティング等を通じて職業的懐疑心を発揮することの重要性を周知しています。

また、事務所内の研修においても、職業的懐疑心の重要性について触れる機会を増やすこととしております。

##### (2) 不正等への対処

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合には適時に審査を受け、必要に応じて社員会による審査を義務付けております。

、不正による重要な虚偽表示の疑義があまたと判断された場合には、見直し後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、社員会による審査を義務付けております。

上記のいずれの場合においても、監査チームは、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せを実施し、入手した見解を検討するよう求めています。

#### 6. 研修制度

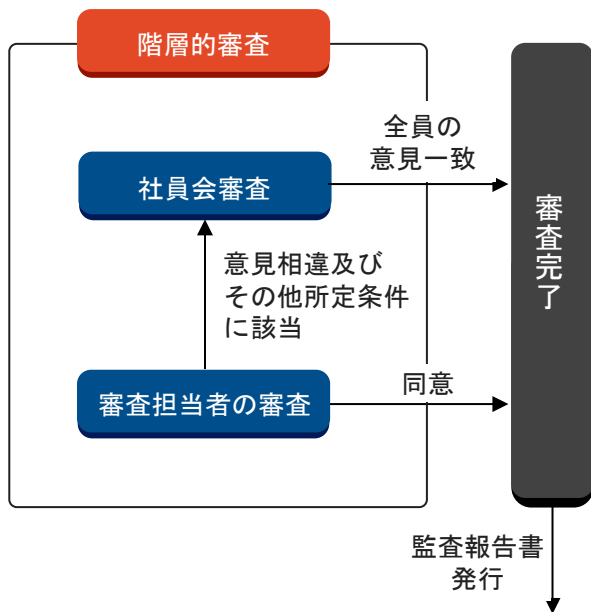
職業倫理を遵守し職業的専門家としての知識を習得するための研修制度を定め、品質管理部が主導して常勤職員及び非常勤職員を対象とした以下の必修研修を実施しております。

- ①全体研修（テーマは不正事例、職業倫理・インサイダー、情報セキュリティ等）
- ②職階別研修（監査業務の実施等）
- ③e-Learning研修※（新たに適用対象となる会計基準や監査基準の解説等）

※日本公認会計士協会が提供しているe-Learningの中から受講すべき研修を選定し、受講義務を課しています。

## 7. 審査体制

〈階層的審査関連図〉



### (1) 審査担当社員の選任

審査担当社員は品質管理規程に従って被監査会社の事業内容、規模、必要となる専門的知識及び独立性等を勘案し、選定されています。

審査担当社員は監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価し審査手続を実施しております。

### (2) 社員会審査の実施

審査担当社員との見解の相違等により、重要と判断された事項については、社員会が審査を行っております。

社員会審査は品質管理部長が社員会審査の議長となり、社員の過半数が出席することで開催し、出席者全員の同意がないと監査意見の表明はできないこととなっております。

## 8. 品質管理業務に従事する人員

当法人では、品質管理業務に従事する人員数を一定数確保し、各業務の担当を割当てております。また、品質管理担当社員が関与する監査業務に関する品質管理業務は、別の品質管理担当社員が確認することとして品質管理活動の独立性を確保しております。

なお、統括代表社員は品質監視委員のサポートを受けて、品質管理活動の評価を実施しております。

## 9. 独立性遵守回答率

当法人では、監査業務の信頼性確保のため、全社員及び職員に対して、毎年、監査人の独立性チェックリスト及びインサイダー誓約書の提出を義務付けております。なお、独立性チェックリストの回答率及びインサイダー誓約書の提出率は100%であり、違反に該当する事項はありません。

## 10. 内部レビュー（日常的監視と定期的検証）の状況

当法人は、事務所の品質管理システムに関する方針及び手続が、監査リスクの低減可能な水準まで整備され、監査期間を通じて有効に運用されていることを担保するため、品質管理システムに対する日常的監視を実施しております。

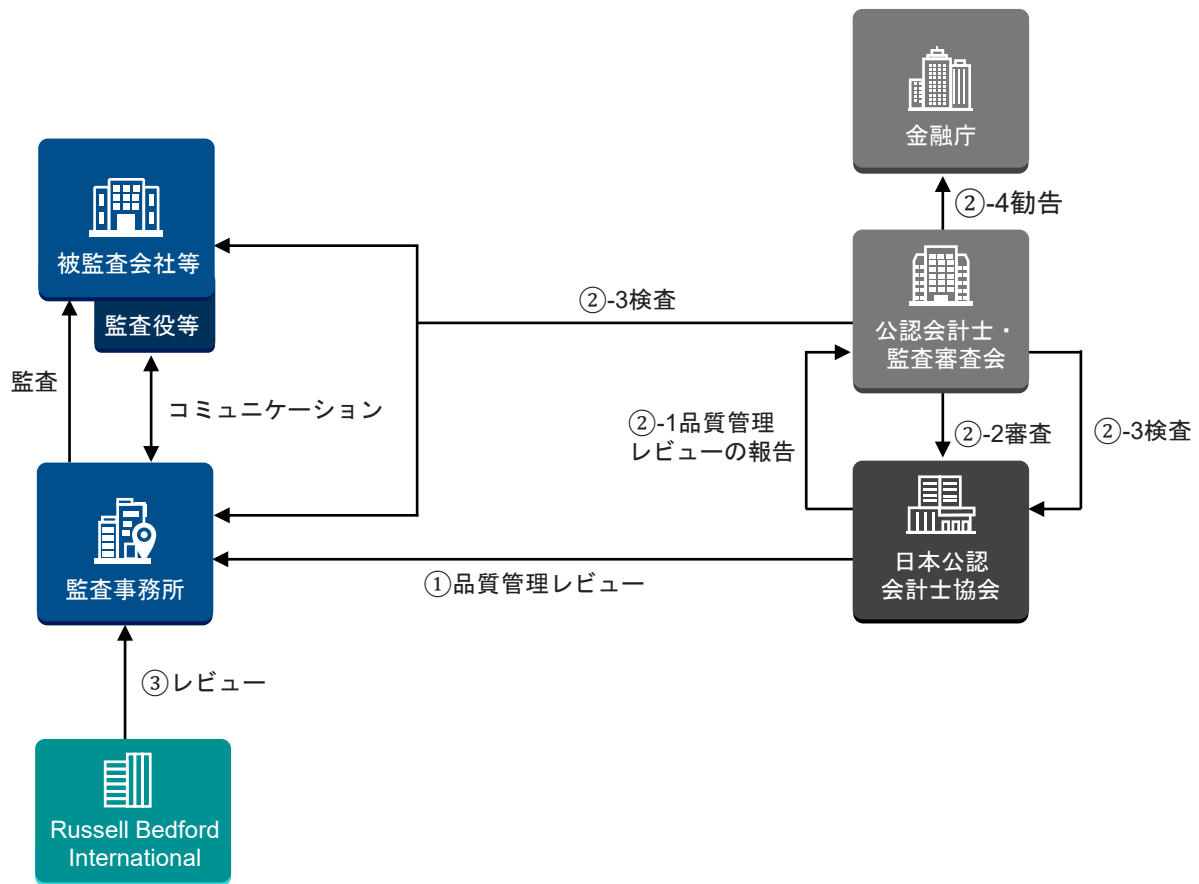
また、個別の監査業務の品質を担保するため定期的な検証を実施しています。定期的検証は主として上場企業の監査業務を対象に、3年を1つの検証サイクルとし、当該サイクルですべての業務執行社員の監査業務がカバーされるように計画しています。2025年度の実施件数は上場クライアント17社に対して4社であり、検証の対象とした監査業務において、重要な不備事項は検出されておられません。

## 11. Russell Bedford International (RBI) による品質管理レビュー

内部レビューに加えて毎期RBI本部による品質管理レビューを受けております。

対象は上場企業の監査業務であり、数社を抽出しております。2024年度において重要な不備事項は検出されておられません。

## 12.外部からのモニタリング



### 13.日本公認会計士協会（JICPA）による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、自主規制の取り組みとして日本公認会計士協会が監査事務所の監査品質の状況をレビューする制度で、原則3年に1回実施されます。

当法人は、2023年4月に品質管理レビュー報告書の交付を受けており、監査事務所における品質管理に関する重要な不備事項はない旨の報告を受けています。

### 14.公認会計士・監査審査会（CPAFOB）による検査

公認会計士・監査審査会による検査は、日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に実施されているか、また、監査事務所の監査業務が適切に行われているかといった点について審査し、必要に応じて監査事務所へ立入検査を実施します。

当法人は直近の立入検査の結果、2023年1月27日付で金融庁から業務改善命令を受けました。当該命令に対して業務改善計画書を提出し、計画の進捗・実施状況を取りまとめ、2023年2月から2024年3月まで業務改善状況の報告を行いました。

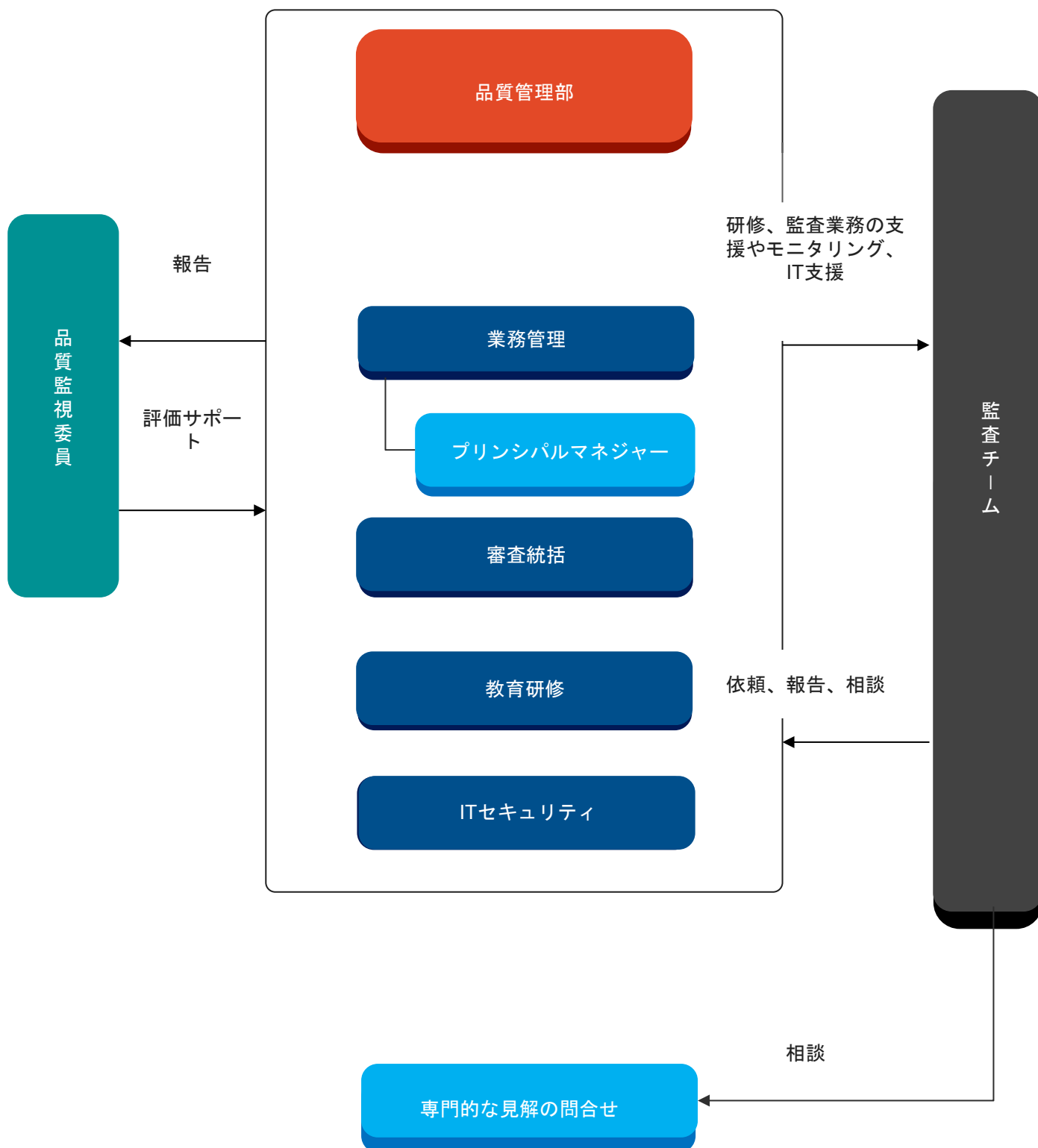
その結果、継続的に改善に向けた取り組みを実施し一定の改善が図られていると認められました。

当法人はこの事実を真摯に受け止め、品質管理向上のための取り組みを継続し、監査法人としての社会的役割を適切に果たしていく所存です。

## 15.品質管理体制

監査品質管理全般を統括する品質管理部のもとに監査チームの日常的監視・定期的検証等の監視活動、監査意見等に関する審査業務、監査効率の検討や監査チームの監査業務の指導等を行う教育研修、監査業務におけるIT環境の管理等を行うITセキュリティに関する担当を設けています。

### 〈品質管理部〉



## 16.業務管理

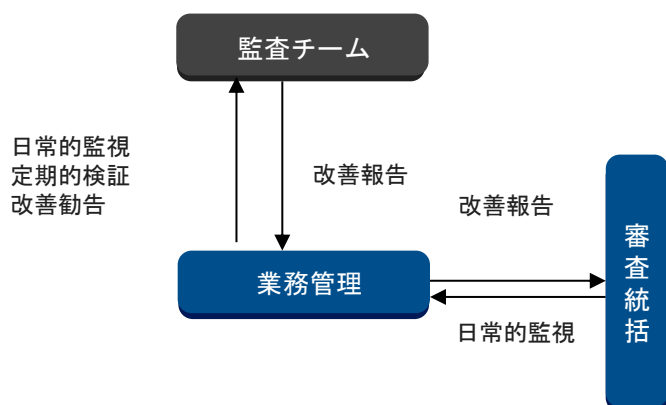
監査チームの日常的監視・定期的な検証・改善勧告を行い、各監査チームの業務の品質向上を目的としています。

また、審査業務についても日常的な監視を実施しています。加えて、監査チームの指導、監査ツールの開発、監査業務の効率化の検討等を行い、各監査チームからのフィードバックを受け、監査の効率化実現のために作業の統一化ができるよう監査ツールの研究開発などを行い監査業務の品質の向上を図っております。

## 17.プリンシパル・マネジャー

プリンシパル・マネジャーは、監査業務に関する経験や能力などを考慮して社員会で選任した公認会計士です。

プリンシパル・マネジャーは監査チームメンバーとなることはなく、重要調書を独立した立場からレビューしたり、定期的検証等をはじめとした品質管理部の活動に関して助言・指導を行います。



## 18.審査統括

審査の実施状況は品質管理に関する会議の際に共有されるとともに、社員会において審査の重点項目に関する協議を実施しております。

## 19.教育研修

教育研修では、監査業務の取り巻く環境を踏まえた研修計画を策定し、定期的に当該計画の見直しを進めて、全社員及び職員の職階に応じた知識やスキルの向上を図っております。

また、法人内で定めた評価方針に従って、個々の職員の評価を実施し、対話を進めることで、各人の能力を最大限に発揮できる環境を整えていくことを目指しております。

## 20.ITセキュリティ

監査チームのIT環境・電子調書の管理等を行っています。多様な働き方の実現のためにクラウドストレージ上でのデータ共有やコミュニケーションツールの導入により監査業務の効率化を促すとともに、情報セキュリティに関する規程の策定に携わるなど当法人の情報セキュリティの要となっています。

## 21.品質管理業務の評価

統括代表社員は、定期的に品質管理部の活動内容を評価します。評価は、品質マネジメントマニュアルに沿って行われ、品質監視委員のサポートを受けて実施しております。

## 22. 専門的な見解の問合せ

当法人として、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めています。専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せが実施されるように当法人内外において十分な人材等を確保し、専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、依頼者と助言者が同意した上で、得られた見解に対処することとしています。

当法人の主たる専門的な見解の問合せ先は、組織再編にかかる専門家である公認会計士尾関純氏※となっております。

### ※略歴

尾関氏は、元東京国税局、元有限責任あずさ監査法人代表社員であり、現在は税理士法人の代表社員を務めております。監査業務の経験はもちろん、豊富な研修講師の実績があり、組織再編関連の書籍も多数執筆しております。

## 23. 監査ホットライン

当法人は、ホームページ上に監査ホットラインを設けており、当法人内部及び外部から当法人の倫理規則に関する事項や、企業の不正事例等を通報できるようになっております。

当該ホットラインに情報が寄せられた場合は、伝えられた情報の性質に応じて然るべき対応を行います。また、通報内容が法令及び定款等に照らし合わせたうえで重要と判断した場合には、直ちに社員会を招集し、法人として適時適切に対応することとしております。

## 24. 非監査業務等に対する方針

会計監査業務を主としているものの、公認会計士として幅広い業務経験を積むことも重要であると考えております。また、職員の中には非監査業務の要望もあることから、業務量を勘案した上で受嘱することとしております。

また、当法人の構成員が兼業・副業を希望する場合には、監査業務時間を圧迫せず、利益相反や独立性等に抵触しないことを条件に認めております。

## Chapter 05

### 人的基盤

Human Resources Foundation

#### 1. 基本方針

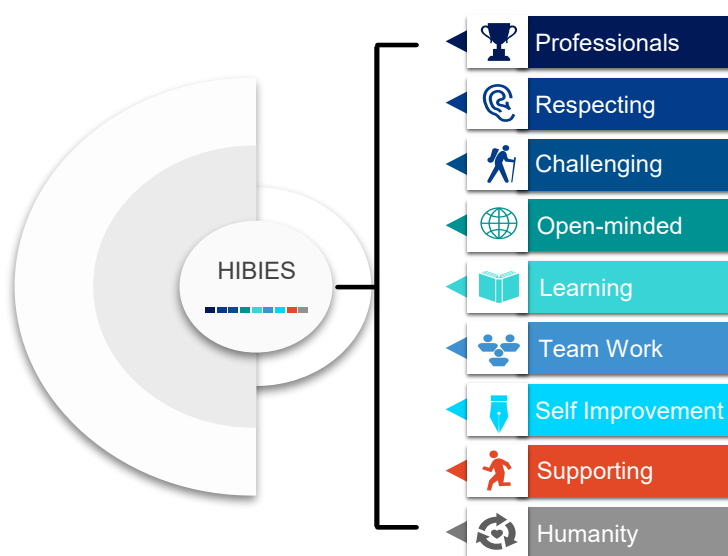
当法人は、中小監査法人だからこそできるきめ細かいサービスを基礎とした高い品質の監査業務を実践するために最も重要な要素は「ヒト」と考えております。

このため、当法人が求める人物像についての基本的な方針を「ハイビー人財」として整理し、新規採用及び人事評価における判断基準としています。

#### 2. 「ハイビー人財」とは

- プロフェッショナルとしての高度な人格を備えている。何事にも誠実かつ公明正大に対応する。
- お互いの立場を理解し、相手を尊重する。お客様、同僚の話をよく聞く。相手の興味に誠実な関心を寄せる。
- 課題があれば解決に向け果敢にチャレンジする。常に明るく前向きに、困難に直面した時こそ笑顔を忘れない。
- 変化を楽しむ。多様な価値観、新技術、異文化を偏見なく受け入れる。
- お客様や同僚と有意義な関係を構築する。そのためには会計専門知識に限らず、幅広い教養を身につける。
- チームワークを重視する。チームの共通目的を常に意識し、チーム内での自分の役割を認識する。調和を大切にし、リーダーシップを発揮することにより自らの責任を果たす。
- 常に自己研鑽に取り組む。後輩への教育を積極的に行い、彼らの成長を支援し、事務所の発展に貢献する。
- クライアントからの建設的な意見には真摯に対応し、指導的機能を発揮することでクライアントとの課題解決に迅速に取り組む。
- 仕事は人生の一部、仕事もプライベートも全力で楽しみ、家族や友人、同僚を大切にする。

#### 〈ハイビー人財のイメージ図〉



### 3. 人員状況

当法人においては、個々人の専門的能力及び組織内で求められる役割を踏まえて、次の職階を設けており、その構成は以下のとおりです。

<2025年12月31日現在>

職階	人数
社員	7人
マネジャー/シニア	13人
スタッフ/アシスタント	4人
合計	24人

### 4. 採用方針

当法人の基本理念や行動指針に共感し、想いを同じくする人材を、新規及び中途から採用しております。

なお、当法人は仕事は人生の一部、仕事もプライベートも全力で楽しむという考えのもと、働きやすい職場環境作りを重視しております。

### 5. 非常勤職員の活用方針

多様な知識や経験の豊富な非常勤会計士については、監査資源の確保や若手常勤メンバーの教育のため、業務において一定程度、活用しております。ただし、監査品質の維持向上のため、必須研修の内容は常勤職員と同様としたうえで監査チーム内の非常勤職員数は一定数以下とし、CPDの取得義務を履行していない非常勤職員や、チーム内の評価が高くない非常勤職員は契約更新しない等の措置を取り、職業的専門家として緊張感のある関係性を保っております。

### 6. 監査アシスタント制度

公認会計士資格を有しない補助者を「監査アシスタント」として採用し職業的専門家としての判断等を必要としない業務範囲において、監査業務の補助に従事させております。これにより、監査現場の効率化及び品質向上を図っております。

### 7. 人事評価方針

当法人の人事評価については、「ハイパー人財」として当法人が求める人物像を整理し、職位ごとに求められる要件を明文化したうえで、下記人事評価制度に則って昇給や昇進を決定しております。

#### 【制度の基本的な考え方】

人事評価方法の概要は、職位ごとに期待される評価基準を設定し、従業員については社員による協議を経て、社員については統括代表社員と経営監視委員による協議を経て、その報酬を決定しております。

評価においては、法人の基本理念及び行動規範の理解度、品質管理活動への貢献度や職業的懐疑心を重視し、評価の結果、昇格又は降格の要件を満たす可能性のあるメンバーについては、社員会において、当該要件を満たしているかを審議した上で昇格又は降格の決定を行います。

また、非常勤職員の人事評価は年に1回実施し、評価結果は翌年度の非常勤職員との契約内容に反映しております。人事評価結果は統括代表社員と当事者との個別面談を通じて伝達するとともに、必要なフィードバックを行っております。

これらの人事評価システムによって、公正な評価を実施するとともに、監査品質向上を図っております。

### 8. 教育研修方針

当法人は各人の業務品質を一定水準以上に維持向上させるため、非常勤職員を含めたすべての職員に対して、一定の研修受講を義務としております。

その上で日本公認会計士協会が定めるCPD（Continuing Professional Development）制度に基づき履修義務達成要件を充足していることを毎年確認しております。

## Chapter 06

### IT基盤

#### IT Foundation

##### 1.基本方針

急速なデジタル化の進展に伴い、監査業務や法人運営におけるIT技術の活用について常に議論を行い、業務の有効性及び効率性を高めるIT投資であれば積極的に投資を行う方針としています。

##### 2.有効なデジタル監査手法の導入

有効なデジタル監査手法としては、各種データ分析ツール、AIツール等の比較検討を行い、業務効率化に資するツールを見極めた上で当法人の業務に適したツールを導入することとしております。

導入に際しては、各監査チームのニーズを吸い上げて、IT専門家でなくとも利用できるツールであることに留意しています。

##### 3.情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策として、セキュリティ・ポリシーを定め、当該セキュリティ・ポリシーに従って、物理的対策基準、システム対策基準、アクセス管理基準を設け、情報セキュリティに関する教育研修等を行うことで予防的な措置を講じています。

また、監査業務及び法人の経営管理に関する電子データに関するサイバーセキュリティ対応についても、セキュリティ・ポリシーに基づき実施しております。具体的には、私物情報機器は使用禁止とし、業務で使用する情報端末は全て法人が貸与したものに限定しております。貸与情報機器はハードディスクを暗号化しており、管理者権限を法人が管理しております。このため貸与情報機器には電子データを保存できない仕組みとなっております。

このセキュリティポリシーの運用状況については、日常的監視等によるモニタリングを実施しております。

#### 4. 多様な働き方の実現

多様な働き方の実現として、セキュリティ対策を施したクラウドストレージ上でのデータ共有、私物情報端末の使用禁止、業務の効率化に資するコミュニケーションツール、グループウェアの活用、及び電子監査調書の導入を行っています。

#### 5. 監査調書の電子化及び管理

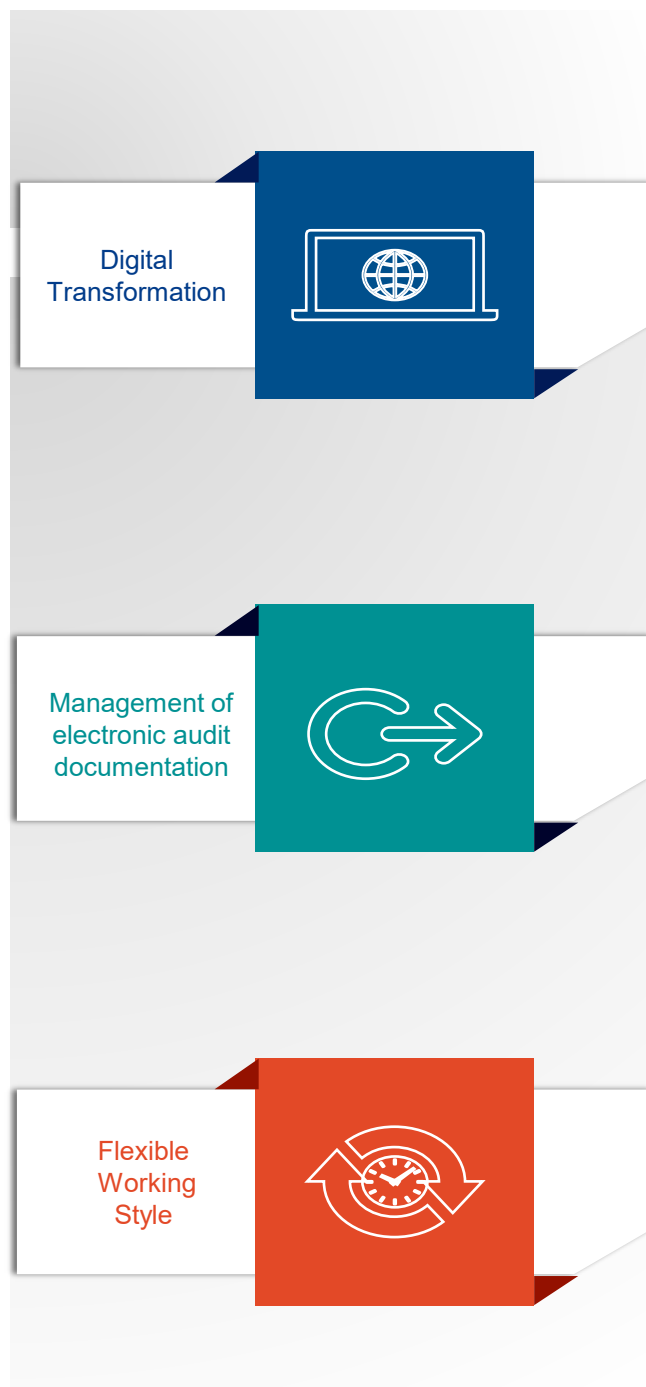
上場会社の監査業務に対して電子調書を導入し、監査調書の作成及び保存に関する体制を整備しております。

なお、電子調書の承認及び保存の状況に関しては品質管理部にて検証を行い、その検証結果は定期的開催される品質管理に関する会議において報告されております。

#### 6. リモートワークへの対応

監査業務における経営者、監査役等を始めた被監査会社と監査人のコミュニケーションが害されないことを前提として、業務の効率化や多様な働き方の実現を目的として、「在宅勤務」や「時差通勤」等の制度を採用しております。

監査法人の社会的使命を遂行し、働きやすい職場環境を確保するため、新たな監査ツールの導入や、各種コミュニケーションツールの採用等、適切な投資を実施していきたいと考えております。



## Chapter 07

### 財務基盤

#### Financial Foundation

##### 1. 基本方針

当監査法人は、法人設立から現在に至るまで財務健全性を確保し、また、報酬依存度についても留意しています。

##### 2. 財務基盤の状況

監査法人として財務基盤が継続的に安定していることは監査意見の公正性・独立性確保のため、極めて重要な要素であると考えています。

当法人は、このような考え方に基づき、法人設立から現在に至るまで継続的に財務健全性を確保し、自己資本比率の充実・維持と、特定の依頼人への過度な報酬依存度の回避、公認会計士職業賠償責任保険の最高額契約の方針を継続しています。

##### 3. 報酬依存度に関する考え方

報酬依存度とは、監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の依頼人からの総報酬が占める割合のことです。

特定の依頼人に対する監査業務の報酬依存度の高さが監査法人の独立性を脅かすことがないように、報酬依存度について倫理規則で定める水準を超える監査業務の受嘱は回避しております。これまでに、継続監査業務について当該水準を超えたことはありません。

## Chapter 08

### 国際対応

#### International Operation Foundation

##### 1. Russell Bedford International(RBI) について

当法人はRussell Bedford International (RBI) に加盟しています。  
RBIは、イギリスに本部があり世界100か国以上にメンバーを有する国際的な会計ネットワークです。

当監査法人との主な提携内容は以下のとおりです。

- ・ 関与先の国際化に対応した国際業務の推進
- ・ 各国に所在するメンバーファーム相互の関与先紹介ネットワーク
- ・ 国際的品質水準に対応した各種監査ツール、監査品質マネジメントツール、データベースの利用
- ・ RBIの開発した各種監査品質教育・研修プログラムへの参加、メンバー間コミュニケーション及び各種情報提供を通じた国際的水準業務の遂行
- ・ RBI本部が実施する当法人を対象とした品質管理レビューの実施





## 2.国際対応の基本的な方針

当監査法人は、主たる監査人として、在外連結子会社等を有する国内クライアントの国際的な監査ニーズに、海外監査事務所との協力を通じ主体的に関与します。また、海外監査事務所が主たる監査人である海外企業等の日本子会社等の構成単位の監査人も務めます。

これらの対応により、監査事務所間の国際的なグループ監査ノウハウの蓄積と国際的な監査品質の向上に注力しています。なお、これらの業務は一定の語学力を有する監査専門要員が中心となって実施しております。

## Chapter 09

### ガバナンス・コード

#### Compliance with the Audit Firm Governance Code

当監査法人は、対外的にも説明可能なガバナンスを高いレベルで構築することを念頭に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を2024年7月より適用しております。

以下に適用状況を記載いたします。

No	タイトル	内容
原則1	監査法人が果たすべき役割	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
原則2	組織体制	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。
原則3	組織体制	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
原則4	業務運営	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
原則5	透明性の確保	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	タイトル	指針内容	該当ページ
1-1	トップの姿勢	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	代表挨拶 P 04 基本理念 P 06
1-2	考え方や行動指針	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	基本理念 P 06
1-3	職業的懐疑心の動機付け	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理基盤 P 09
1-4	組織文化・風土	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	基本理念 P 06
1-5	非監査業務の位置付けに対する考え方	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	品質管理基盤 P 09
1-6	国際対応	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	国際対応基盤 P 23

No	タイトル	指針内容	該当ページ
2-1	経営機関の設置	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確認すべきである。	組織・ガバナンス基盤 P07
2-2	経営機関の役割	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確認するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	組織・ガバナンス基盤 P07 品質管理基盤 P09 人的基盤 P17 IT基盤 P20
2-3	経営機関の構成員の選任	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	組織・ガバナンス基盤 P07

No	タイトル	指針内容	該当ページ
3-1	経営機関の監督・評価機関	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	組織・ガバナンス基盤 (経営監視委員) P 08
3-2	独立性を有した監督・評価機関	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	組織・ガバナンス基盤 (経営監視委員) P 08
3-3	監督・評価機関の役割	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	組織・ガバナンス基盤 (経営監視委員) P 08
3-4	監督・評価機関の実効性の確保	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	組織・ガバナンス基盤 (経営監視委員) P 08

No	タイトル	指針内容	該当ページ
4-1	監査現場の 声が経営機 関まで届く 業務運営体 制及び品質 向上の意見 交換・議論	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	品質管理 基盤 P 09
4-2	人材育成、 人事評価、 報酬の方針	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人的基盤 P 17
4-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バランスの取れた人員の配置</li> <li>・ 幅広い知識・経験獲得の機会</li> <li>・ 上記の知識・経験の活用</li> </ul>	<p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるように、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	人的基盤 P 17
4-4	監査リスク等について、経営者を含む被監査会社との十分な意見交換	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	品質管理基盤 (監査チーム体制) P 11
4-5	内部通報及び外部通報に関する方針及び手続の整備	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	品質管理基盤 (監査ホットライン) P 16

No	タイトル	指針内容	該当ページ
5-1	透明性報告書	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書で、わかりやすく説明すべきである。	年次報告書
5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質向上に対するトップの姿勢の説明</li> <li>上記の考え方、行動指針</li> <li>経営機関の構成、役割</li> <li>監督・評価機関の選任理由、独立性</li> <li>監査品質向上の取組の実効性の評価</li> </ul>	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>経営機関等の構成や役割</li> <li>監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> <li>規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表挨拶 P 04</li> <li>基本理念 P 06</li> <li>組織・ガバナンス基盤 P 07</li> <li>品質管理基盤 P 09</li> <li>人的基盤 P 17</li> <li>IT基盤 P 20</li> <li>財務基盤 P 22</li> <li>国際対応基盤 P 23</li> </ul>

No	タイトル	指針内容	該当ページ
5-3	監査品質向上に関するステークホルダーとの意見交換及び監督・評価機関の活用	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>国際対応基盤</p> <p>P 23</p>
5-4	監査品質向上に関するステークホルダーとの意見交換及び監督・評価機関の活用	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>組織・ガバナンス基盤 (経営監視委員)</p> <p>P 08</p>
5-5	ガバナンスコードの適用状況及び監査品質向上の取組の定期的評価	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>年次報告書</p>
5-6	上記情報の組織的運営の改善	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>年次報告書</p>

## Chapter 10

### 法人概要

#### The Company Overview

# Russell Bedford Hibiscus

<b>監査法人ハイビスカス</b>
<b>所在地</b>
北海道札幌市北区北8条西6丁目2-20 新和ビル6階
TEL 011-826-5265 FAX 011-826-5438

<b>沿革</b>	
2005年 12月	公認会計士5名により札幌に設立
2007年 7月	東京事務所 開設
2009年 2月	公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録
2025年 6月	東京事務所 閉鎖

<b>構成人員</b> (2025年12月31日現在)	
〈代表社員〉	計 2名
	堀 俊介 (統括代表社員) 堀口 佳孝
〈社員〉	計 5名
	大塚 克幸 田中 祥孝 御器 理人 北村 ルミ子 首藤 明久
〈職員〉	計 17名
〈合計〉	計 24名

#### 関与会社数 (2025年12月31日現在)

金融商品取引法監査	11社
会社法監査	3社
任意監査	6社
その他法定監査	1社
合計	21社

#### 上場市場別クライアント社数 (TOKYO PRO Marketを含む) (2025年12月31日現在)

市場	クライアント数
東証スタンダード	6社
東証グロース	1社
札証	2社
名証ネクスト	1社
Q-Board	1社
TOKYO PRO Market	3社
合計	14社

#### メンバーファーム

Russell Bedford International (RBI)	
本部所在地	英国 ロンドン
拠点数	世界106か国に393拠点
規模	国際会計ネットワークで世界20位以内に位置し、全世界で10,000人以上のスタッフが在籍。
HP	<a href="https://www.russellbedford.com/">https://www.russellbedford.com/</a>



〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西6丁目2-20  
新和ビル6階  
TEL 011-826-5265  
FAX 011-826-5438

<https://www.audit-hibi.biz/>